

法律知識 No.69



弁護士 大橋 征平

総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

実家の家に草刈りに戻ったところ、知らぬ間に庭に向日葵が生えていました。隣の人が毎年、向日葵を育てているため、向日葵を植えたのか聞いたのですが、植えていない、うちの向日葵の種から発芽したのではないかとのことでした。この向日葵は、私の物ということでよいのでしょうか。

また、知らぬ間に庭に筍が生えていました。近くに竹林があり、地下を通過してこちらまで伸びてきたのではないかと思います。この筍を勝手に切ってしまうてよいのでしょうか。

A

【向日葵の所有者について】

民法には、不動産に他人の物が付着した場合、付着した物の所有権がどうなるのかについて定めがあります。権限がある人が付着させた場合は、所有権は元の所有者のままですが、権限が無い人が付着させた場合、付着した物の所有権は付着先の不動産の所有者に移ると定めています。

今回、相談者は向日葵を植え育てることについて誰かに権限を与えたことは無い訳ですから、権限を持って向日葵の種を植えた人はいません。そうすると、向日葵の種が誰の物であろうと、生えた向日葵の所有権は、土地の所有者である相談者に移ることになります。

なお、物が付着したことによって所有権を得た者に利益が発生した場合、損をした人に利益相当額を返還しなければいけないとされています。ただ、今回は、向日葵が生えたことによって利益や損が発生したとは考えにくく、誰かに何かを返還する必要はないと思われます。

【筍を刈り取ることについて】

以前この欄でも触れたことがありますが、民法は、隣の竹木の根が境界線を越えた場合、その根を切り取ることができるとしています。

筍も根と同じと考えることができます。従って、竹林の土地の所有者の承諾なく筍を刈り取ってしまうて問題ありません。



各出張所で法律相談会を
開催しています
(各回ともに13時～16時)

開催日

- 福島出張所 11月7日(月)、12月5日(月)
- いわき出張所 11月14日(月)、12月12日(月)
- 二本松出張所 11月21日(月)、12月19日(月)